

白監第31号
令和3年3月23日

白子町長 林 和雄 様

白子町監査委員 前田一郎

白子町監査委員 今関勝巳

令和2年度定期監査報告について

このことについて、地方自治法第199条第2項の規定により各所属の事務の執行に関して定期監査として実施したので、同条第9項の規定により監査結果を別紙のとおり報告します。

別紙

令和2年度定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項により、各機関の定期監査を実施した。その監査結果は下記のとおりである。

記

1. 監査の概要

- (1) 監査の内容 令和2年度における各課等の事務事業の執行に関する監査
- (2) 監査の対象機関と実施日

監査対象機関	監査実施日
議会事務局、環境課、教育課、生涯学習課、住民課、建設課、給食センター、税務課	令和3年2月17日（水）
会計課、産業課・農業委員会、健康福祉課、商工観光課、ガス事業所、総務課	令和3年2月18日（木）

- (3) 監査の場所 白子町役場 第3会議室

- (4) 監査の方法 各課等の財務に関する事務執行が適正かつ効率的に行われているか、町村の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、町村の事務事業の執行に係る工事について、設計施工等が適正に行われているかどうかに監査の主眼をおいて実施した。

2. 監査の結果

新型コロナの影響による地域経済活動の低迷に伴い、歳入の根幹をなす税収の大幅な落ち込みが予想されている。新型コロナの鎮静化がいつ頃になるのかの見通しもなく、影響の長期化も懸念しなければならない。

既に経費節減に取り組んでいるところであるが、今一度事務事業の効率化に努められたい。

3. 監査結果の所見

新型コロナの感染拡大により、社会経済情勢が大きく変化し、町民の生活にも不自由さと対策疲れが見受けられる。地域の経済活動の下支えとなる交付金事業などを速やかに執行し、地域経済の一日でも早い回復に努められたい。

白監第20号
令和2年3月19日

白子町長 林 和雄 様

白子町監査委員 前田一郎

白子町監査委員 今関勝巳

令和元年度定期監査報告について

このことについて、地方自治法第199条第2項の規定により各所属の事務の執行に関して定期監査として実施したので、同条第9項の規定により監査結果を別紙のとおり報告します。

別紙

令和元年度定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項により、各機関の定期監査を実施した。その監査結果は下記のとおりである。

記

1. 監査の概要

- (1) 監査の内容 令和元年度における各課等の事務事業の執行に関する監査
- (2) 監査の対象機関と実施日

監査対象機関	監査実施日
議会事務局、教育課、建設課、環境課、健康福祉課、商工観光課、給食センター	令和2年2月25日（火）
生涯学習課、産業課・農業委員会、住民課、税務課	令和2年2月26日（水）
ガス事業所、総務課	令和2年2月27日（木）

- (3) 監査の場所 白子町役場 委員会室A

- (4) 監査の方法 各課等の財務に関する事務執行が適正かつ効率的に行われているか、町村の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、町村の事務事業の執行に係る工事について、設計施工等が適正に行われているかどうかに監査の主眼をおいて実施した。

2. 監査の結果

①行政文書の保管・保存方法について

永久保存を含む過去の行政文書等については、本町成立以来の経緯・経過が記録されており、これらの保存書類が汚損等によって利活用できなくなると、今後の町の行政運営上問題があると考えられる。電磁的記録等の活用による保存方法も含めて、継続的かつ効果的な行政文書の保管・保存方法について早急に対応策を講ずるべきである。

②時間外手当の支給について

上司からの勤務命令によって行われた時間外勤務について、正当な対価である時間外勤務手当の支給がなされていない事例が確認できる。代休による処理が行われているとの説明があったが、本来は正当な対価として時間外勤務手当を支給することが適当である。時間外勤務手当の支給を前提とした改善方法の検討を求める。

3. 監査結果の所見

予算の執行時期については、前年度を含む以前の定期監査の所見により速やかな執行を求めてきたところであるが、今回の定期監査においても、法令あるいは契約等の規定によらない事務手続きの遅れによる予算執行の遅延が散見された。

予算執行の遅延は、地域住民の生活及び関係者等に多大な影響を与える恐れがあることから、今後とも速やかに執行するよう努められたい。

白監第19号
平成30年3月23日

白子町長 林 和雄 様

白子町監査委員 前田一郎

白子町監査委員 齊藤豊彦

平成29年度定期監査報告について

このことについて、地方自治法第199条第2項の規定により各所属の事務の執行に関して定期監査として実施したので、同条第9項の規定により監査結果を別紙のとおり報告します。

別紙

平成29年度定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項により、各機関の定期監査を実施した。その監査結果は下記のとおりである。

記

1. 監査の概要

- (1) 監査の内容 平成29年度における各機関の事務事業の執行に関する監査
- (2) 監査の対象機関と実施日

監査対象機関	監査実施日
総務課、商工観光課、 産業課・農業委員会、住民課	平成30年2月21日（水）
環境課、建設課、議会事務局、教育課、 生涯学習課、ガス事業所、税務課	平成30年2月22日（木）
健康福祉課、給食センター	平成30年2月27日（火）

- (3) 監査の場所 白子町役場 委員会室A

- (4) 監査の方法 各課等の財務に関する事務執行が適正かつ効率的に行われているか、町村の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、町村の事務事業の執行に係る工事について、設計施工等が適正に行われているかどうかに監査の主眼をおいて実施した。

2. 監査の結果

- ①郡段階の負担金について、適正な予算計上額となっているかどうか、内容の精査が必要である。
- ②事務事業執行上、町内の移動を必要とする際、自家用車を使用している事例が確認されたので、交通事故等の不測の事態に対応するための規則・ルールの制定が必要である。
- ③補助金事務において、預金通帳記載事項と歳入歳出簿の記載内容の相違や予算書・決算書の誤記等が確認されたので、適切な補助金交付事務の徹底を図る必要がある。

3. 監査結果の所見

昨年と同様、一部の予算執行で予算書に計上されていない費目の支出が認められるので、地方自治法、地方財政法等法令の規定を再確認するとともに、コンプライアンスの徹底を図り、適法・適切な予算執行に努められたい。

また、補助金交付事務については、資料提出を求めた各課において、補助金の帳簿作成や伝票の処理方法に相違が認められたので、それらについては別途整理し、あらためて連絡します。

白監第7号
平成29年3月24日

白子町長 林 和雄 様

白子町監査委員 吉井 清

白子町監査委員 齊藤 豊彦

平成28年度定期監査報告について

このことについて、地方自治法第199条第2項の規定により各所属の事務の執行に関して定期監査として実施したので、同条第9項の規定により監査結果を別紙のとおり報告します。

別紙

平成28年度定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項により、各機関の定期監査を実施した。その監査結果は下記のとおりである。

記

1. 監査の概要

- (1) 監査の内容 平成28年度における各機関の事務事業の執行に関する監査
- (2) 監査の対象機関と実施日

監査対象機関	監査実施日
総務課、産業課・農業委員会、住民課、環境課	平成29年2月22日（水）
建設課、商工観光課、生涯学習課、教育課、税務課	平成29年2月23日（木）
保健福祉課、ガス事業所、給食センター、議会事務局	平成29年2月24日（金）

- (3) 監査の場所 白子町役場 委員会室A

- (4) 監査の方法 各機関が執行する事務事業に関して、その執行が効率的かつ合理的に運営されているかに主眼をおき、提出された資料及び予算書等の関係文書に基づき、職員から説明を聴取することにより、適正な監査の執行に努めた。

2. 監査の結果

予算の執行、事務事業の処理状況は、予算計上されていない事務事業に対する予算執行が確認され、このような執行は法令上、不適正と認められるので早急に改善が必要である。

また、1月末日現在において、会計課金庫内に2,533,591円もの現金が保管されているが、多額の公金の保管は不祥事の発生につながる恐れがあり、早急に保管現金の処理が必要である。

3. 監査結果の所見

上記2で指摘したとおりであるが、地方自治法、地方財政法等法令の規定を再確認するとともに、コンプライアンスの徹底を図り、適法・適切な予算執行に努められたい。

また、会計課金庫内の保管現金については、速やかに処理・処分の手続きを行い、多額な現金等の保管は厳に慎まれたい。

白監第21号
平成31年3月19日

白子町長 林 和雄 様

白子町監査委員 前田一郎

白子町監査委員 齊藤豊彦

平成30年度定期監査報告について

このことについて、地方自治法第199条第2項の規定により各所属の事務の執行に関して定期監査として実施したので、同条第9項の規定により監査結果を別紙のとおり報告します。

別紙

平成30年度定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項により、各機関の定期監査を実施した。その監査結果は下記のとおりである。

記

1. 監査の概要

- (1) 監査の内容 平成30年度における各課等の事務事業の執行に関する監査
- (2) 監査の対象機関と実施日

監査対象機関	監査実施日
議会事務局、産業課・農業委員会、建設課、健康福祉課、商工観光課、環境課、給食センター	平成31年2月21日（木）
生涯学習課、教育課、住民課、税務課	平成31年2月26日（火）
ガス事業所、総務課	平成31年2月28日（木）

- (3) 監査の場所 白子町役場 委員会室A

- (4) 監査の方法 各課等の財務に関する事務執行が適正かつ効率的に行われているか、町村の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、町村の事務事業の執行に係る工事について、設計施工等が適正に行われているかどうかに監査の主眼をおいて実施した。

2. 監査の結果

- ①予算計上額が、適正かつ根拠のある数量・単価・単位を用いて計上されているかどうか、内容の精査が必要である。
- ②各課等における事務事業執行の際、起案書を含む組織としての意思決定を証する書類が見当たらない事案が認められるので、意思決定、合意形成に至るまでの過程を確認できる書面等を整備する必要がある。
- ③各課等において保管・使用する備品については、白子町財務規則（昭和60年白子町規則第4号）第284条第1項に定める備品台帳に記録し、常に備品の状況を明らかにしておく必要がある。

3. 監査結果の所見

予算計上された事務事業の執行時期について、法令あるいは契約等の規定により年度末にならざるを得ない等、やむを得ない事情があると認められるもの以外は、速やかに執行するよう努められたい。

なお、今後、各課等の長が会議を欠席する場合は、事前に書面により事務局へ届け出て、監査委員の承諾を得ることとする。